

改正後の提出書類

① 技術職員数に係る改正

技術職員名簿に監理技術者を補佐する資格を有する者を記載する場合には、資格証明書を提出すること。

② 労働福祉の状況に係る改正（法定外労働災害補償保険の加入について）

中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約である場合には、その加入証明書を提出すること。

③ 建設業の経理の状況に係る改正

1・2級登録経理試験に合格した者のうち、合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者については、登録経理試験の合格証を提出すること。

1・2級登録経理試験に合格した者のうち、登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者については、登録経理講習の修了証を提出すること。

④ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組状況に係る改正

【技術者のみ】

申請する建設業者に所属する技術者については、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を証する書面等を提出すること。

【技能者のみ】

1. 申請する建設業者に所属する技能者については、審査基準日以前3年間に認定能力評価基準により評価を受けたことを証する書面等を提出すること。また、控除対象者は基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けたことを証する書面等を提出すること。

なお、認定能力評価基準による評価を受けていない場合は、提出は不要。

2. 別記様式第5号に記載する技能者が審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事したことの確認書類として、審査基準日において稼働しており、施工体制台帳の作成義務がある工事に係る作業員名簿を提出すること。

【技術者及び技能者】

別記様式第4号、第5号に記載する技術者及び技能者については、技術職員名簿に記載する職員と同様、審査基準日前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を確認する書類及び常時雇用の確認書類を提出すること。

適用日

以上の取扱いは、令和3年4月1日より適用する